

電源三法交付金がスポーツに与える影響

—福井県を事例に—

The influence of subsidies by the Three Power Source Development Laws for sports -The case of Fukui prefecture-

1K10C099-3 岡田 恭平

主査 石井昌幸 先生

副査 宮内孝知 先生

【目的】

福井県に原発がどのようにして立地されていったのかを見ていくと、原発マネーと呼ばれる電源三法交付金制度と電力事業者による寄付金の大きさが分かる。原発立地自治体である敦賀市、おおい町、美浜町、高浜町を中心にその周辺市町は、原発によって自治体の財政を支え、インフラ、教育、さらにスポーツ・レクリエーション施設の整備などを進めている。特にスポーツ・レクリエーション施設においては、ハコモノ施設として全国の原発立地体で問題視されることもある。

2018年に50年ぶりとなる国体の開催を控える福井県は、現在スポーツ政策に重点を置いている。暮らしや教育が整備されている福井県において、主に1960年代以降、交付金の活用を含めるスポーツ環境の整備はどの程度なされているのか、また嶺北・嶺南地域による地域別特徴はあるのかという点を、本論文の最重要課題とする。

【方法】

本論文では、原発が立地自治体のスポーツ振興政策に与える影響を考察する。そのために、主に1960年代以降の福井県における原発政策と、第23回福井国体開催時のスポーツ環境を把握し、電源三法交付金制度を整理する。次いで、立地自治体における財政の構造や交付金の活用、またそれによる住民の意識に焦点を当てる。

福井県と県内の各自治体（福井市、越前市、鯖江市、おおい町、美浜町、高浜町）におけるスポーツ政策の比較をするために、県のスポーツ保健課、電源地域振興課、広域スポーツセンター、さらに鯖江市スポーツ振興課へのインタビュー調査と共に、各自治体のスポーツ関連事業担当部署にアンケート調査を実施した。

【結果】

1章では主に1960年代の福井県政を整理した。北知事と中川知事のもとでは、総合開発計画と1968年の福井国体開催によって、嶺北地域中心のインフラ、スポーツ施設の基盤整備がすすめられた。その一方で、原発誘致によって嶺南地域、とりわけ美浜町や高浜町においては、地域開発と過疎が図られていった。

2章では1974年に成立した電源3法交付金制度を整理

し、原発立地自治体の財政状況への影響や、スポーツ事業への活用実績、それによる住民の恩恵評価をみた。福井県における交付実績は、平成23年度は約204.8億円、昭和49年度から平成23年度までの累計は約3,666億円となっている。福井県おおい町は21.3億円で最高額。原発立地自治体の財政状況を見ると、まず固定資産税の比重が大きいこと、次に国庫および県からの支出金が多く、公共施設や社会基盤整備に広く充当できること、そして寄付金が高いことがあげられた。

第3章においては、健康先進県、体育教育先進県とされる福井県のスポーツ振興政策を、各自治体によって比較した。福井県は、1939年から津田忠士医師が武生西小学校の校医なり、県内の児童の健康増進に大きな役割を果たしたことを背景に、1963年から県が独自の体力テストを行っていた。その後現在に至るまで、福井県全域の小中学校において業間体育を充実させるなどの取り組みが、継続的な児童の体力向上につながっている。

県の広域スポーツセンターへのインタビュー、及び各地方自治体のスポーツ振興策の比較によって、原発マネーにより財政が潤っている自治体のスポーツ振興の特徴が浮き彫りとなった。原発立地自治体は、ハコモノ施設を多く建てハード面を強化する一方で、スポーツイベントを自治体だけで行ってしまうことで、総合型地域スポーツクラブをはじめとする市民スポーツの育成を阻んでいるという二面性があるといえる。反対に、鯖江市や越前市などの原発非立地自治体は、市民によるスポーツ環境の整備が、現在は試行錯誤の段階でありながら着実に芽生えつつある。

【考察】

原発立地自治体は未だ、今後交付金が減らされたとき、原発立地自治体は未だ想定をしていないことが伺えた。原発マネーに依存した財政の自治体が、スポーツ政策のすべてをコントロールしている状況において、歳入の減少はスポーツ政策を見つめなおす契機となるだろう。その際にスポーツ政策の優先順位が低いものと判断されれば、スポーツ振興が減退の一途をたどりかねない。そのために、原発立地自治体においても、スポーツを市と総合型地域スポーツクラブが協力し合ってスポーツ振興を図っている鯖江市や越前市のように、市民の力を生かしたスポーツ振興にいち早く移行することが望まれる。